

参考資料

令和4年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その8)

議案第 68 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	1
----------	-------------------	---

< 議案第 6 8 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例 >

堺市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第 3 3 条 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成 1 2 年条例第 3 3 号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(45) (略)</p> <p>(46) <u>法第 8 5 条第 5 項</u>の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1 件 1 2 0, 0 0 0 円</p> <p>(47) <u>法第 8 5 条第 6 項</u>の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1 件 1 6 0, 0 0 0 円</p> <p>(48)～(60) (略)</p> <p>(61) <u>法第 8 7 条の 3 第 5 項</u>の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1 件 1 2 0, 0 0 0 円</p> <p>(62) <u>法第 8 7 条の 3 第 6 項</u>の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る</p>	<p>（建築基準法関係手数料）</p> <p>第 3 3 条 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下この条において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号。以下この条において「政令」という。）又は堺市建築基準法施行条例（平成 1 2 年条例第 3 3 号。以下この条において「条例」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(1)～(45) (略)</p> <p>(46) <u>法第 8 5 条第 6 項</u>の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1 件 1 2 0, 0 0 0 円</p> <p>(47) <u>法第 8 5 条第 7 項</u>の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1 件 1 6 0, 0 0 0 円</p> <p>(48)～(60) (略)</p> <p>(61) <u>法第 8 7 条の 3 第 6 項</u>の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1 件 1 2 0, 0 0 0 円</p> <p>(62) <u>法第 8 7 条の 3 第 7 項</u>の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る</p>

許可申請手数料 1件 160,000円 (63)～(65) (略) 2 (略)	許可申請手数料 1件 160,000円 (63)～(65) (略) 2 (略)
---	---

令和4年第2回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

令和4年6月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-22-0076